

秋津公民館 利用の手引き

窓口受付

- 対応時間：月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。
ただし、土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。
- お問合せ：TEL 0739-26-4908、FAX 0739-24-8323

利用できる日時

- 利用できる日：休館日を除く毎日（休館日：年末年始〔12月29日～1月3日〕）
※臨時休館日を設ける場合もあります。
- 利用できる時間：午前9時00分～午後9時30分（午後9時30分までに必ず退出してください）

利用できない活動

- 政治活動（公職選挙法に基づく個人演説会を除く）、宗教活動、営利活動、暴力団の活動・運営に資すること。直接的に該当しなくとも、二次的に関連する場合も同様です。
- 公序良俗に反する活動であると判断した活動。
- 騒音など近隣、他の利用者に迷惑がかかると判断した活動（駐車場も含む）。
- 公民館施設を傷めることが予想される活動。
- 使用許可を得ていない活動。

利用申請

- 予約の際は公民館までご連絡ください。その際に、貸館日時、貸館部屋、団体・代表者名、連絡先、使用目的等をお伝えください。
- 利用許可申請者及び利用責任者(利用時に常時立ち会う者)は成人とします。
- 利用後は、玄関入って正面に置いている使用簿に必要事項を記入してください。

利用予約を取り消すとき(キャンセル)

- 利用を中止・変更する場合は、必ず公民館までご連絡ください。

駐車場・駐輪場

- 秋津公民館の駐車場・駐輪場をご利用ください。
- 多数の車両が乗り入れる場合は、利用申請時にご相談ください。
- 敷地内での車両事故・盗難等のトラブルについて公民館は一切その責めを負いません。
- 行事等によりご利用できない場合がございます。

災害・警報時の利用

- 大津波警報・津波警報が発令された場合は利用できません。
- 暴風警報が発令された場合は利用できません。すでに利用している場合は協議の上、判断します。
- 災害時は施設に被害がなければ利用できます。ただし、災害時に施設を避難所として開設した場合や市内、周辺地域の被害状況によっては利用できません。

利用時の注意

- 〈注意事項〉
- 利用した後は利用した部屋、道具の片付けや清掃、ごみの持ち帰りをお願いします。また、部屋の戸締りや電気の消し忘れがないか等の確認をお願いします。
 - 利用時間の厳守をお願いします。特に夜間の退出時間（午後9時30分）は厳守をお願いします。
 - 施設、備品を汚したり、破損させたときは、必ず公民館職員まで申し出をお願いします。
 - 飲食を目的とした利用は原則として禁止です。お茶程度の飲み物は清掃の徹底を条件に認める場合もありますので、申請時に申し出てください。
 - その他、職員の指示にしたがってください。
- 〈禁止事項〉
- 騒音・妨害・示威等、他人の迷惑になるような行為。
 - 所定の場所以外での火気の使用。
 - 許可を得ていない物品等の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為。
 - 許可を得ていない寄付、金品等の募集。
 - 許可を得ていないビラ、ポスター類の貼付や配布、広告物の掲示。
 - 許可を得ていない立て札、旗、のぼり等の設置。

その他

- 館内は全面禁煙です。
- その他については、公民館職員に尋ねてください。

公民館行事・教育活動

- 公民館行事等のために臨時休館日を設けることがあります。
- 既に利用許可をしている場合でも、お部屋を譲っていただけないか、お願いすることがあります。ご理解、ご協力をお願いします。

お問合せ先

田辺市秋津公民館事務局

〒646-8545 田辺市東山一丁目5番1号（田辺市教育委員会生涯学習課内）

電話（0739）26-4908 FAX（0739）24-8323